

議案第2号

職員の給与に関する条例中一部改正の件

職員の給与に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和4年5月6日提出

芽室町長 手 島 旭

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第2 医療職給料表ア 医療職給料表（1）備考中「（医師の職務に従事する職員に限る。）」を削る。

別表第3 を次のように改める。

別表第3（第3条関係）

職務分類表

給料表の区分	級	職務の名称
行政職給料表	1・2	主事又はこれに相当する職務
	3	主任の職務
	4	係長、主査の職務
	5	課長補佐又はこれに相当する職務
	6	課長又はこれに相当する職務
医療職給料表 (2)	1	放射線技師、臨床検査技師、栄養士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、歯科技工士、臨床工学技士、視能訓練士及び言語聴覚士の職務
	2	薬剤師、放射線技師、臨床検査技師、栄養士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、歯科技工士、臨床工学技士、視能訓練士及び言語聴覚士の職務
	3	主任薬剤師、主任放射線技師、主任臨床検査技師、主任栄養士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任歯科衛生士、主任歯科技工士、主任臨床工学技士、主任視能訓練士及び主任言語聴覚士の職務
	4	係長及び主査の職務
	5	課長補佐、診療技術科長補佐及び副室長の職務
	6	薬剤長、診療技術科長、参事及び室長の職務

医療職給料表 (3)	1	准看護師の職務
	2	看護師、保健師、助産師及び准看護師の職務
	3	主任看護師、主任保健師、主任助産師及び主任准看護師の職務
	4	係長及び主査の職務
	5	課長補佐、看護師長及び副室長の職務
	6	看護企画監、総看護師長、副総看護師長、参事及び室長の職務

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

説 明

公立芽室病院の職務分類の見直しに伴い、本条例を改正しようとするものであります。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案			現 行		
別表第2（第3条、第4条関係） 医療職給料表 ア 医療職給料表（1） ー略ー 備考 この表は、病院に勤務する医師及び室長である職員に適用する。 別表第3（第3条関係） 職務分類表			別表第2（第3条、第4条関係） 医療職給料表 ア 医療職給料表（1） ー略ー 備考 この表は、病院に勤務する医師及び室長（ <u>医師の職務に従事する職員に限る。</u> ）である職員に適用する。 別表第3（第3条関係） 職務分類表		
給料表の区分	級	職務の名称	給料表の区分	級	職務の名称
行政職給料表	1・2	主事又はこれに相当する職務	行政職給料表	1・2	主事又はこれに相当する職務
	3	主任の職務		3	主任の職務
	4	係長、主査の職務		4	係長、主査の職務
	5	課長補佐又はこれに相当する職務		5	課長補佐又はこれに相当する職務
	6	課長又はこれに相当する職務		6	課長又はこれに相当する職務

改正案			現 行		
医療職給料表(2)	1	放射線技師、臨床検査技師、栄養士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、歯科技工士、臨床工学技士、視能訓練士及び言語聴覚士の職務	医療職給料表(2)	1	放射線技師、臨床検査技師、栄養士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、歯科技工士、臨床工学技士、視能訓練士及び言語聴覚士の職務
	2	薬剤師、放射線技師、臨床検査技師、栄養士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、歯科技工士、臨床工学技士、視能訓練士及び言語聴覚士の職務		2	薬剤師、放射線技師、臨床検査技師、栄養士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、歯科技工士、臨床工学技士、視能訓練士及び言語聴覚士の職務
	3	主任薬剤師、主任放射線技師、主任臨床検査技師、主任栄養士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任歯科衛生士、主任歯科技工士、主任臨床工学技士、主任視能訓練士及び主任言語聴覚士の職務		3	主任薬剤師、主任放射線技師、主任臨床検査技師、主任栄養士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任歯科衛生士、主任歯科技工士、主任臨床工学技士、主任視能訓練士及び主任言語聴覚士の職務
	4	係長及び主査の職務		4	係長及び主査の職務
	5	課長補佐、診療技術科長補佐及び副室長の職務		5	課長補佐、診療技術科長補佐及び副室長の職務
	6	薬剤長、診療技術科長、参事及び室長の職務		6	薬剤長、診療技術科長及び参事の職務

改正案			現 行		
医療職給料表(3)	1	准看護師の職務	医療職給料表(3)	1	准看護師の職務
	2	看護師、保健師、助産師及び准看護師の職務		2	看護師、保健師、助産師及び准看護師の職務
	3	主任看護師、主任保健師、主任助産師及び主任准看護師の職務		3	主任看護師、主任保健師、主任助産師及び主任准看護師の職務
	4	係長及び主査の職務		4	係長及び主査の職務
	5	課長補佐、看護師長及び副室長の職務		5	課長補佐、看護師長及び副室長の職務
	6	看護企画監、総看護師長、副総看護師長、参事及び室長の職務		6	総看護師長、副総看護師長及び参事の職務
<p>附 則 <u>この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>					